

2024 年 12 月 1 日

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| ○ 初診時                 | 1 点 |
| ○ 再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定） | 1 点 |

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

公益財団法人紫雲会横浜病院

院長 高久英之